



日耳鼻医会

FAXニュース

平成26年3月4日発行 第212号

■第11回日本臨床分科医会代表者会議 2月6日、日本医師会にて開催される

日本眼科医会(会長 高野繁先生)の担当で上記会議が日本医師会にて開催された。参加団体は、日本臨床外科学会、日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本臨床整形外科学会、日本精神神経科診療所協会、日本臨床内科医会、日本臨床脳神経外科協会、日本臨床泌尿器科医会、日本放射線科専門医会、日本眼科医会、日本耳鼻咽喉科医会の11団体。

日本医師会からは横倉義武会長はじめ3副会長、4常任理事の8名が出席した。

会の冒頭、横倉日医会長は「今後の医療を担う上で、この日本臨床分科医会代表者会議はますます役割が大きくなる」と、この会への期待を込めた挨拶を述べた。

次に議事に入り、日本小児科医会から、平成25年10月に出された周産期・乳幼児保健検討委員会答申について説明があった後、危機を感じている総合診療専門医について日本医師会の考えを伺いたいとの質問があり、小森日医常任理事より「日本専門医機構組織委員会」の委員会開催状況について説明があった。

また日本放射線科専門医会から諸外国に比べて日本はCT・MRIの台数が圧倒的に多いと指摘されていることに触れ、日本は山間部、海岸線、島嶼が多いので台数だけで論じるのはいかがか、役割分布を論じる必要があり、今後国民が安心して放射線画像診断検査を受けられるよう活動したいという考えが述べられた。

会の後、会場を移して懇親会が行われた。この中で、今回の診療報酬改定に関して日本医師会が色々苦労努力したという話が披露された。また横倉会長の快諾を得て、今後もこの代表者会議を毎回(年2回)日本医師会で行う事ができるようになった。

次期は日本耳鼻咽喉科医会が代表、日本放射線科専門医会が副代表となることが決まった。第12回は8月28日に開催予定。

*平成26年度診療報酬改定続報

【第5部 投薬 注の追加】

F000調剤料、F100処方料、F200薬剤料、F400処方箋料、F500調剤技術基本料における注の追加
「入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。」

■聴覚障害:認定方法見直し

厚労省方針 佐村河内氏問題受け

「全ろうの作曲家」として知られたものの「聴力は3年くらい前から回復していた」と告白した佐村河内(さむらごうち)守さんの問題を受け、厚生労働省は21日、聴覚障害の認定方法を見直す方針を明らかにした。来月にも専門家による検討会を開き、脳波を調べる検査機器の活用や、一定期間後に再認定のための検査を実施するかなどを議論する。

田村憲久厚労相が、同日の閣議後の記者会見で明らかにした。聴覚障害者に身体障害者手帳を交付する場合、医師の診断が根拠になっている。費用の高い脳波検査は必要とされていないが、実施すれば精度の高い診断が可能になる。(毎日新聞2月21日)

■タミフル耐性インフル4都県で新たに 発見

厚労省「まん延 注視」

国立感染症研究所は2月25日、タミフルなどの抗ウイルス薬に耐性を持つH1N1型のウイルスが新たに東京、静岡、兵庫、愛媛の4都県で見つかったと発表した。

これまでに北海道、山形、神奈川、三重、大阪でも見つかっており、調査した621株のうち約7%に当たる41株が耐性ウイルスだった。厚労省は「耐性ウイルスがどの程度含まれているのか、まん延状況を注視していく」としている。

(日経新聞2月26日)

■舌下投与用標準化スギ花粉エキス原液製剤 の使用に当たっての留意事項について

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 1月17日

1. 本剤の適正使用について

(1)本剤の効能又は効果は、「スギ花粉症(減感作療法)」であることから、投与開始に際し、スギ花粉症の確定診断を行うこと。

(2)本剤については、舌下投与による減感作療法に関する十分な知識・経験を持つ医師によってのみ処方・使用されるとともに、本剤のリスク等について十分に管理・説明できる医師・医療機関のもとでのみ用いられ、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で

調剤がなされるよう、今回の承認に当たり、薬事法(昭和35年法律第H5号)第79条に基づき、製造販売業者に適正な流通管理の実施を義務付けたこと。

(3)本剤の使用に当たっては、あらかじめ、最新の添付文書の内容を理解し、その注意を遵守すること。

(4)本剤の流通管理の基本は「シダトレン適正使用管理体制全体図」の通りであり、その概要は以下の通りであること。

本剤の処方・使用に当たっては

①医師は減感作療法及び本剤の適正使用に関する講習を受講 ②製造販売業者は講習を修了した医師をデータベースに登録 ③薬剤師は処方医が講習を修了した医師であることを確認した上で調剤

2. 本剤の流通管理に関する周知事項について

(1)本剤については、上記1(4)の流通管理がなされること。
(2)上記1(4)①の講習の受講を希望する医師については、製造販売業者への問合せ等をお願いしたいこと。

(3)薬剤師は本剤の調剤前に、処方医が上記1(4)①の講習を修了した医師であることを確認すること。また、その確認ができない場合には、調剤することを拒むこと。

(4)上記(3)に基づく理由により調剤を拒むことについては、薬事法(昭和35年法律第146号)第21条(調剤の求めに応じる義務)の「正当な理由」に当たるものと解されること。

KYOWA KIRIN



アレルギー性疾患治療剤 (その他耳聾取扱)
**アロック® OD錠2.5・5
錠2.5・5
顆粒0.5%**
ALLELOCK® OD Tablets・Tablets・Granules 0.5% 顆粒0.5%
オロパタジン塩酸塩口腔内崩壊錠・オロパタジン塩酸塩錠
オロパタジン塩酸塩顆粒

「効能・効果」、「用法・用量」、
「用法・用量に関連する使用上の
注意」、「禁忌を含む使用上の
注意」等は製品添付文書を
ご参照ください。

製造販売元 (資料請求先)
協和発酵キリン株式会社
東京都千代田区大手町一丁目6番1号 〒100-8185
www.kksmile.com

2013年5月作成 ©登録商標

発行 (特)日本耳鼻咽喉科医会
〒104-0031東京都中央区京橋2-11-8全医協連会館5F
TEL(03)5524-5230 FAX(03)5524-5228
HP: http://www.jenti.or.jp E-mail jimujenti.or.jp
当会への要望・意見・相談をお寄せ下さい